

長万部町一般廃棄物最終処分場

維持管理計画書

平成 14 年度

長 万 部 町

1. 要旨

一般廃棄物の処理は「廃棄物処理法」により市町村の責務としてその処理に必要な措置を講ずるように努めるものとされている。一般に排出されたごみは収集・運搬プロセス、中間処理プロセス、最終処分プロセスに分けられ、各プロセスにおいて減量化、減容化をはかる必要があるが、ごみの排出がある限り最終処分プロセス、つまり埋立処分地の確保はごみ処理工程上欠くことのできない施設である。

長万部町ではこの度、現有最終処分場に代わる施設を平成 14～15 年度に建設し、平成 16 年度より供用開始する運びとなったが、最終処分場の機能を十分発揮させるためには構造指針に適合した施設を建設することはもちろんのこと、日常の維持管理を適切に行うことがより重要である。本計画は最終処分場の供用開始に先立ち、周辺環境の保全を主目的にした維持管理に関わる事項を定めるものである。

2. 最終処分場の概要

1) 位 置	山越郡長万部町字双葉 113 番地の 3 一般廃棄物処理施設（清掃センター外）用地内 用地面積：65,386.50m ²
2) 建設敷地面積	13,466m ²
3) 最終処分場施設概要	
3-1) 埋立施設	埋立面積：3,070m ² 埋立容量：6,500m ³ 埋立構造：土えん提・二重しゃ水シート構造
3-2) 水処理施設	建築面積：144.50m ² 延床面積：204.98m ² 建物構造：鉄筋コンクリート造 2 階建 浸出水処理設備方式：接触ばっ気法（脱窒）+凝集沈殿 +砂ろ過+活性炭吸着 浸出水処理能力：15m ³ /日
3-3) 埋立期間	埋立期間：15 年間（平成 16～30 年度）
埋立対象物	埋立対象物：焼却残さ、不燃ごみ、粗大ごみ
3-4) 建設事業実施期間	2 ヶ年事業（平成 14～15 年度）
4) 処理水質	pH 5.8～8.6 BOD 20mg/l 以下 SS 10mg/l 以下 T-N 100mg/l 以下 大腸菌群数 3,000 個/cm ³ 以下 DXN 類 10pg-TEQ/l 以下 その他の項目は基準省令で定める基準値以下

3.維持管理上の基準

最終処分場の維持管理については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和 52 年 3 月 14 日、総理府令・厚生省令第 1 号、最終改正：平成 14 年 3 月 29 日 環境省令第 7 号）に定められている事項を遵守する。

4. 最終処分の維持管理計画

4-1. 埋立管理

1) 搬入管理

- ・ 場外より進入してくる搬入車両の誘導等の安全管理を徹底する。
- ・ 計量機による搬入（埋立処分）量の把握をする。（清掃センター隣接計量機）
- ・ 廃棄物の搬入チェック（目視で埋立不適物の搬入監視）を行う。

2) 埋立作業管理

- ・ 埋立場所等の移動に伴う場内道路の切替え及び搬入車両の誘導ならびに指示。
- ・ 埋立工法（準好気性埋立）の徹底。

3) 埋立工法

- ・ 層状にて埋立を行う。
- ・ 廃棄物はブルドーザー等の埋立重機により水平に敷き均し、十分に転圧する。

4) 覆土作業

- ・ 覆土材の調達は、工事発生残土等により必要量を確保するものとする。
- ・ その日の埋立箇所は、ごみの飛散防止、臭気の発生防止、衛生害虫の発生防止等のため必要に応じて即日覆土を励行し、廃棄物の露出を防止する。
- ・ 一層当りの覆土厚は、廃棄物層 3.0m に覆土 0.5m とする。

4-2. 主要施設の管理

1) 雨水排水設備

- ・ 雨水排水路、浸出水貯留槽の点検、清掃。（流木、笹葉、堆積土砂等の除去）

2) 浸出水集排水設備

- ・ 埋立初期の集排水工（フィルター材）の成形保持。

3) 水処理施設

- ・ 日常点検、薬品補給及び定期的な機能点検、維持補修の実施

4) その他の設備

- ・ 浸出水調整槽、飛散防止柵、計量機、搬入道路、堰堤等の定期的な機能点検及び維持補修。処分場の総括的な管理運営のための事務所等の維持管理。

4-3. 水質検査

浸出水処理水及び周縁地下水の水質を定期的に検査を実施する。

地下水及び放流水水質検査一覧表

区 分	時 期	項 目	頻 度	場 所
地 下 水	埋立開始前	地下水等検査項目 (23 項目) ダイオキシン類 電気伝導度 塩化物イオン濃度	1 回	モニタリング井戸 上流 1 箇所 下流 1 箇所
	埋立期間中	地下水等検査項目 (23 項目) ダイオキシン類	年 1 回	モニタリング井戸 上流 1 箇所 下流 1 箇所
		電気伝導度 塩化物イオン濃度	月 1 回	
		電気伝導度 pH	常 時	モニタリング井戸 下流 1 箇所以上
	埋立終了 ～ 廃 止	地下水等検査項目 (23 項目) ダイオキシン類	年 1 回	モニタリング井戸 上流 1 箇所 下流 1 箇所
放 流 水	埋立期間中 ～ 廃 止	排水基準等に係る項目 (有害物質等) ダイオキシン類	年 1 回	放流水
		pH、BOD、SS、T-N	月 1 回	放流水

※地下水等検査項目については表-1 参照。

排水基準等に係る項目 (有害物質等) は表-2 参照

4-4. 維持管理の記録

処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し 3 年間保存する。また、記録は役場生活環境課で閲覧できるようにする。(閲覧日、閲覧時間は役場業務時間内とする。)

5. 一般廃棄物の搬入及び搬出に時間及び方法

- ・一般廃棄物の搬入時間：9:00～17:00
- ・一般廃棄物の搬出時間：当該処分場からの搬出はない。
- ・一般廃棄物の搬入方法：収集車及び一般家庭、事業所からの直接搬入車

表-1 地下水等検査項目 (23 項目)

No.	水 質 項 目	許 容 限 度
1	アルキル水銀	検出されないこと。
2	総水銀	1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム
3	カドミウム及びその化合物	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
4	鉛	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
5	六価クロム	1 リットルにつき 0.05 ミリグラム
6	砒素	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
7	全シアン	検出されないこと。
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
9	トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
10	テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
11	ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
12	四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
13	1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム
14	1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
16	1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
17	1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
18	1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
19	チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
20	シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
21	チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
22	ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
23	セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム

表-2 排水基準等（処理水）にかかる項目

No.	水 質 項 目	許 容 限 度
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
3	カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.1 ミリグラム
4	鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム
5	有機リン化合物	1 リットルにつき 1 ミリグラム
6	六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム
7	砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム
8	シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム
9	ポリ塩化ビフェニル	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
10	トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.3 ミリグラム
11	テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
12	ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
13	四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
14	1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
15	1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
17	1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム
18	1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
19	1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
20	チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
21	シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
22	チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
23	ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
24	セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
25	ホウ素及びその化合物	1 リットルにつきセレン 10 ミリグラム
26	フッ素及びその化合物	1 リットルにつきセレン 8 ミリグラム
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきセレン 100 ミリグラム [※]
28	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	1 リットルにつき 5 ミリグラム
29	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	1 リットルにつき 30 ミリグラム
30	フェノール類含有量	1 リットルにつき 5 ミリグラム
31	銅含有量	1 リットルにつき 3 ミリグラム
32	亜鉛含有量	1 リットルにつき 5 ミリグラム
33	溶解性鉄含有量	1 リットルにつき 10 ミリグラム
34	溶解性マンガン含有量	1 リットルにつき 10 ミリグラム
35	クロム含有量	1 リットルにつき 2 ミリグラム
36	大腸菌群数（単位 1立方センチメートルにつき1個）	日間平均 3,000

※1 リットルにつきアンモニア性窒素の 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg